オ　公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県）

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

カ　所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a)　母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等）

母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b)　公共的施設における雇入れの促進（実施主体：都道府県及び市町村）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進

(c)　母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（実施主体：都道府県及び市町村）

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ　母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a)　事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b)　母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク　母子・父子福祉団体、ＮＰＯ等に対する支援

(a)　職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やＮＰＯ等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b)　母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県）

母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用

(c)　母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力（実施主体：都道府県、市町村及び地方独立行政法人）

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

ケ　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

④　養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ア　広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村）

母子・父子福祉団体、ＮＰＯ等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の取り決めに関する広報・啓発活動を推進

イ　相談体制の拡充

(a)　養育費に関する専門知識を有する相談員の配置（実施主体：都道府県等及び市等）

養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応じ、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b)　弁護士による法律相談の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施

(c)　母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施

(d)　母子・父子福祉団体、ＮＰＯ等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やＮＰＯ等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ　情報提供（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進

エ　面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等）

別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施

⑤　経済的支援策

ア　母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等）

母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ　児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ　児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施

⑥　広報啓発

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(3)　就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年１回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。